

## 松江市中小企業設備貸与制度補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市中小企業設備貸与制度補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「設備貸与制度」とは、公益財団法人しまね産業振興財が中小企業者等の希望する設備を購入し、長期・低利で当該中小企業者等に割賦販売する制度をいう。

(助成の対象等)

第3条 補助金の名称、補助交付の目的、交付の対象である事務又は事業の内容、交付の率又は金額、補助対象者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市中小企業設備貸与制度補助金
補助金交付の目的	設備貸与制度を利用して創業、経営基盤の強化、経営革新又は公害防止に必要な設備の設置をする松江市内の中小企業者に対し、その負担の軽減と経営の安定を図ることを目的とする。
交付の対象である事務又は事業の内容	設備貸与制度を利用する際に支払った保証金（以下「保証金」という。）
交付の率又は金額	保証金の28パーセントの額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
補助対象者の範囲	松江市内に本社となる事業所を有する者で、設備貸与制度を利用するために保証金を財団法人しまね産業振興財団へ一括して支払った者。ただし、市税を滞納していない者に限る。
終期	平成28年3月31日

(交付の申請)

第4条 松江市補助金等交付規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 設備貸与制度保証金領収証の写し
- (2) 設備貸与制度契約書の写し
- (3) 松江市の市税納税証明書

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日より施行する。